

農地転用許可申請に係る資金証明について

農地法第4条第2項及び第5条第3項（農地法施行規則第30条第4号及び第57条の2第2項第1号）で規定する書面について、下記のとおり取り扱うこととします。

記

- 1 全ての農地転用許可申請について、事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面を添付するものとする（添付された書類の合計金額が、事業完了までの「総事業費」以上であること）。
- 2 当該書面の内容は、金融機関の残高証明書、預貯金通帳の写し（転用を実施する申請者のものに限る）、定期預金証書の写しのほか、融資証明書等でも可とする。

【添付書類例】

書類の名称	留意点
金融機関の残高証明	・ 原本または原本証明のある写しであること。 ・ 発行後3ヶ月以内の証明であること。
・ 預貯金通帳等の写し ・ 定期預金証書の写し	・ 銀行名、支店名、口座名義人の氏名、最終残高がわかるページの写しを添付すること（最終残高の証明として不要な記載については黒塗りでも可）。 ※ 預貯金通帳等の最終残高は、申請時点の残高が記帳されたものに限る。
融資証明書	・ 原本または原本証明のある写しであること。 ・ 発行後3ヶ月以内の証明であること。 ・ 金融機関以外のものから融資を受ける場合は、融資証明書及び融資するものに係る金融機関の残高証明等を添付すること。
融資の見込みを証する書類（金融機関及びその他公的機関により確認可能な書類に限る。）	・ 原本または原本証明のある写しであること。 ・ 発行後3ヶ月以内の証明であること。 ・ 当該転用事業に関する融資見込書（借受人、貸付金額、貸付目的、融資の確実性等が記載された書面により、融資の見込みが確認できる書類）。 ※ 「金融機関及びその他公的機関により確認可能な書類」とは、金融機関等の記名押印がある書類及び押印がない場合は、県から金融機関に内容確認を行う等により確認可能な書類をいう。

- 3 本取扱いは、平成28年12月1日から各市町村の農業委員会（大川村は事業課）で申請を受け付けた分より適用する。